

令和2年度第3回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会 会議録

令和3年2月4日(木)に開催を予定していた令和2年度第3回芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会は、政府基本方針に基づく「新型コロナウイルス感染拡大防止」の観点から、書面開催とすることとしました。

日 時	令和3年1月28日(木)～2月3日(水)
場 所	書面開催
出 席 者	会 長 岩槻知也 副会長 清水章子 委 員 松本朋子, 村岡由美子, 青山睦子, 小野幸子, 荒西正和, 田中隆子
事 務 局	市民生活部長 森田昭弘 人権・男女共生課長 田中尚美 人権推進係長 中川弘之

1 議 題

- (1) 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)に対する市民意見募集の結果について
- (2) 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(最終案)について

2 提出資料

- (1)資料1 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)への市民意見募集結果
- (2)資料2 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(最終案)
- (3)議題意見記入用紙

3 関係資料

令和2年度第2回懇話会意見に対する回答文書(令和2年11月19日付委員宛送付「部落差別解消推進に関する条例化について」)

4 審議内容

- (1)第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)に対する市民意見募集の結果について

(青山委員) AからDまで一つ一つ丁寧に答えておられてわかりやすくなりました。ありがとうございます。

前回の3名からは意見提出件数は増えているものの、今回の提出27名というのがそもそも市民の方々にとって、まだまだ人権に関する関心が低いのかとも感じました。

(事務局回答) もっと市民の皆さまに理解を深めていただくことが重要だと思います。市民の皆さまが人権について理解を深められるよう、効果的な啓発事業

を実施してまいります。また、指針の内容については概要版を活用するなどわかりやすい方法により周知に努めてまいります。

(村岡委員) 文面が多く、読み切れない。私が今まで色々関わって感じた事は、まだまだ昔の事が重く残っているように思います。

(事務局回答) 指針の周知に当たっては、概要版を活用するなどわかりやすい方法を取り入れてまいります。

(松本委員) 同和問題についてのご意見が多いですね。熱心にご意見を寄せてくださるのはありがたいです。たくさんの方で検討できると、ブラッシュアップされると思います。

(事務局回答) 第3次指針の策定時を上回るご意見をいただいたことに、感謝いたします。

(田中委員) まず、前回に比べて27人、31件という多くの意見が寄せられた事は、それだけ人権問題に関する意識が高まったのでしょうか、あるいは日常生活の中で人権侵害の場面に出合う事が増えたのでしょうか。

たくさんの方の意見が寄せられていますが、市の対応や考え方も具体的に詳しく説明され、総じて立派だと思えます。

同和問題に関する意見が多いのには驚きました。時代の流れと共に若い人達の間では、同和問題(部落差別)は全く知らないと思います。私達でさえはるか昔の問題として忘れてしまっている事なのに、こんな意見がまだ寄せられるとは本当に心外です。同和部落問題を何も知らない若い世代の人に急に教育する事は、マイナス効果になるように思えるのですが・・・。

人は生まれながらにして、その人権を守られなければならないし、日々の生活の中で自然に育まれていくもので、本来はあえて教育や啓発をしなくても備わっていくものだと思います。

性的マイノリティに関しては、私達自身、もっと勉強しなければいけない課題です。

(事務局回答) 同和問題(部落差別)に関しましては、現在でも結婚に関する差別や近年はインターネット上での差別を助長するような内容の書き込みが問題となっています。このような差別の解消に向け、引き続き教育や啓発に取り組んでまいります。

人権が尊重され、人権への配慮が自然に態度や行動に現れるような人権感覚を育むためには、発達段階に応じた人権教育・啓発が重要と考えています。

また、人権問題や人権教育・啓発の在り方については、様々な意見があることに留意しながら、効果的な手法や事業を検討してまいります。

(荒西委員) 障がい当事者や外国人からの意見がないように思います。そうした視点も含めてパブリックコメントの発信方法は今後も検討していただきたい。

(事務局回答) パブリックコメントの実施については、障がいの問題に取り組む団体に対してパブリックコメントを実施している旨の周知を行いました。

また、外国人住民に対しては、10言語で発信できるカタログポケットを使用し、パブリックコメントのチラシを周知しました。UDフォント(ユニバーサルデザインフォント:多くの人が読みやすい機能を備えた書体)を使用しており、読み上げ機能も付いているため障がいのある方にも伝わりやすい発信方法となっています。

(荒西委員) 市民意見募集の在り方について意見が寄せられていますが、同時に11件に関する意見を募集するというのは、受け手(市民)側に立った募集といえないと感じます。

1件のパブリックコメントでも期間内に見て、考え、意見をまとめるのは大変な作業で、それを11件というのは無理があると思います。

行政内部で全庁的な調整が必要ではないでしょうか。その辺りの調整は行われているのでしょうか。

(事務局回答) 計画所管課ごとに、各計画の終期に合わせて計画策定作業を進めており、現計画の進行管理としてのPDCAサイクルから得た課題や対策、国・

県等からの通知、策定時の社会経済情勢等に沿った取組など、次期計画の施策への反映を検討し、立案しております。

今後策定の際は、策定過程において弾力的に運用できる内容等の工夫により作業工程を見直すことができるか検討するとともに、パブリックコメントが集中することにならないか、他の計画策定状況にも注意を払ってまいります。

(岩槻会長) No. 4のご意見を読ませていただき、確かに全体的な「第3次指針」の成果と反省点をわかりやすく整理して表現している箇所が存在しないと感じました（個々の項目の中で示されていることもあるのですが）。

(清水副会長) 「第3次人権教育・人権啓発指針」の反省点と成果をあげた内容について、詳しく明記して、そのうえで「第4次人権教育・人権啓発指針」が生かされ、市民に向けた取組が見えてくるので、まずは反省と成果を示すべきものだと思います。反省と成果をきちんと明記してください。

(事務局回答) 原案の修正はいたしません、ご指摘を踏まえ以下のとおり「市の考え方」を修正します。

『本指針の策定の目的は、人権尊重社会を実現するための教育・啓発の方向性を示すことですので、人権について市民の意識がどのように変わったのかが成果を見る一つの指標になると考え、市民意識調査を実施しました。その調査結果の総括は、8ページの後段に記載しております。また、7ページの1-4芦屋市における取組(1)市の取組の2段落目以降に主な取組と職員の意識に関する今後の課題を記載しております。なお、個別の人権課題についての成果や課題は数行でまとめることは難しく、各人権課題ごとの【現状と課題】に記載しています。』

(荒西委員) No.8の「窓口の対応などで人権侵害がないか、自省的な内容も指針に」旨の意見に対する市の考え方では、職員の人権意識向上が協調されています。これに加え、行政文書の人権の視点での点検も記載してはどうでしょうか。

数年前には住宅課内で使用する文書に「禁治産者」という表現が残っている事例がありました。窓口などの受付用紙に「不要に男女を記載する欄がないか」「元号使用を「強要」する様式になっていないか」など、点検することも必要ではないでしょうか。

(事務局回答) ご意見を踏まえ、No. 8の意見に対する市の考え方を以下のとおり修正します。

「市民の人権を守る立場にある職員は、高い人権意識をもって職務に取り組まなければなりません。そのためには、研修はもちろんのこと生活のあらゆる場面において常に人権に関心を持ち、人権への配慮が自然に態度や行動に現れるよう身に付けることが重要です。原案ではこの視点に立って職員の人権教育・人権啓発の推進について記載しています。

具体的には、13ページの第2章人権教育・人権啓発のための基本的な方向性(1)人権教育・啓発の充実の9番目に「すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。」と記載しています。

また、51ページ、第5章市職員等への教育・啓発に職員の意識の現状や今後の意識向上に向けての取組の方向性などを記載しています。」

さらに、39ページ【第4次指針の方向性】の3番目「市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。」や、41ページ【第4次指針の方向性】の2番目「公文書等における不要な性別記載の削除を進めます。」など人権の視点に立った取組についても記載しています。

(清水副会長) 7ページ、『第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(原案)に対する市民意見募集』No. 15「部落差別解消条例」制定の必要性についての市民の意見に対する拒否理由と11.19付芦屋市市民生活部長 森田昭弘回答書「部落差別解消推進に関する条例化について」内の理

由が異なりますが、なぜ理由が異なるのか、頑なに「部落差別解消条例」制定を拒む理由について、芦屋市内に在住する差別部落出身者をはじめとする市民が理解できるよう誠実にお答えください。

また、「部落差別解消の条例」を制定しませんでしたと書かれたことは、部落差別をなくそうとする意識が芦屋市にないのですか？多くの市民に向け差別をなくそうとする積極的な姿勢が見えてきません。

懇話会の中で、指針があるので条例を制定しないという発言がありましたが、同じように指針がありますが、障がい者の差別解消の条例ができ、部落差別解消の条例ができないというその整合性をきちんと説明をお願いします。

(岩槻会長)

No. 15, No. 20, No. 21のご意見で触れられている「部落差別解消に向けた条例の制定」ですが、この点については、同様の意見がかなり多数出ていることがわかりました。私自身も、やはり行政が責任をもって部落差別の解消に取り組むためには、このような条例の制定が必要不可欠ではないかと考えています。しかしながら、これらのご意見に対する「市の考え方」を見てみますと、「部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容は、第3次人権教育・人権啓発推進に関する総合推進指針に基づき実施しており、第4次指針原案においても記載していますので、条例制定は予定していません」という回答となっています。この回答では、芦屋市が「指針に記載しているので条例は不要」という、たいへん消極的かつ後ろ向きの考え方に立っていると捉えられても仕方ありません（おそらくNo. 15・No. 20・No. 21の方と同様のご意見を持つ方々には、全く納得のいかない回答なのではないかと思えます）。芦屋市が部落差別解消に向けて積極的に施策を展開する姿勢があるのなら、むしろ「指針」のレベルを超えて、「条例」を制定する方向性を打ち出すべきだと考えます。

(事務局回答)

令和2年11月19日付けの回答文書は、令和2年10月6日実施の第2回懇話会において、委員からの「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が制定されたが、「部落差別解消条例」はなぜ制定しないのかというご質問に対して、市の考え方をお示ししたものです。この文書の3において記載している条例制定を予定していない理由と今回のNo. 15の意見に対する市の考え方に相違はありません。

すなわち、『部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容（相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実態調査への協力）は、第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており、第4次指針原案においても記載していますので、条例制定は予定していません。

具体的な記載としまして、相談体制の充実につきましては、13ページの人権教育・人権啓発のための基本的な方向性の（2）相談・支援体制の確立に記載しています。芦屋地区の人権擁護委員は平成28年度以降4名増員されおり、交代で人権相談を担当しています。

教育と啓発につきましては、33ページ【第4次指針の方向性】の項目の1, 2番目に含まれます。

また、実態調査につきましては、既に国が実施した実態調査に協力するとともに、56ページの6-3市民・職員意識調査の実施に記載のとおり、市独自で定期的に人権についての市民意識調査を実施し、同和問題（部落差別）の項目を盛り込み市民意識の把握に努めています。』のとおりです。

以上のことから、条例化は検討しておりません。

障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例が制定され、部落差別解消の条例を制定しない理由につきましては、令和2年11月19日付け文書で説明させていただいたとおりです。

なお、部落差別解消推進法は、国民の責務についての定めはなく、国と地方公共団体の責務のみを定めております。市としての責務は、指針に基

づき遂行できると考えておりますが、今後県や他市の状況や全国的な動向を注視してまいります。

(岩槻会長)

本件に関する今回の事務局からの回答は、これまでの回答と全く同じものでした。すなわち、繰り返しになりますが「部落差別解消推進法が地方自治体の努力義務として定めている内容(相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実態調査への協力)は、第3次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき実施しており、第4次指針原案においても記載していますので、条例制定は予定していません」となっています。

上記のとおり「部落差別解消推進法」が規定しているのは、地方公共団体の「努力義務」ですが、これら努力義務の内容は、あくまでも地方公共団体が取り組むべき「最低限の施策」を示しているのものであって、取り組むべき施策のすべてではないということに留意すべきだと思います。つまり「部落差別解消」に向けて、さらなる施策の充実を図るためには、芦屋市独自の「条例」を制定し、上記の「努力義務」にとどまらない施策を確実に展開していくことが必要だと考えます。実際、周知のとおり、同じ兵庫県内のたつの市や加東市では「部落差別の解消の推進に関する条例」が制定され、様々な施策が積極的に展開されています。芦屋市にも、ぜひ、このような近隣自治体の動向を参照しながら、条例化に向けた努力を積み重ねていただきたいと切に願うものです。

(岩槻会長)

No. 18, No. 19のご意見にある「モニタリング」についても、かなり多くの方から明記する必要があるとのご指摘をいただいています。私も、現代に生起しているたいへん深刻な部落差別の問題として、特記しておくべきことだと思います。インターネット上には特に部落差別に関連する書き込みが多いこと、また芦屋市でも実際にモニタリングを実施していることに鑑み、33ページにおいても何らかの形で明記しておくべきではないかと考えます。

(清水副会長)

9ページ、同和問題(部落差別問題)のインターネット上の差別書き込みが多い中で、芦屋市においても部落差別問題の書き込みが際立って多いことがあり、多くの市民が心を痛めています。第4次指針の方向性に同和問題(部落差別問題)についてモニタリング事業を明記するべきだと思います。

(事務局回答)

本指針は、各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、33ページ【第4次指針の方向性】には、具体的な施策を記載しませんが、インターネット・モニタリングを実施していることについては、原案38ページ【現状と課題】の18行目の「は後を絶ちません。」以降を以下のとおり変更します。

したがって意見No. 18, No. 19の市の考え方についても以下のとおり変更します。

「本市では、インターネット上への差別的な書き込み等を抑止するため悪質な書き込みをモニタリング(監視)するインターネット・モニタリング事業を令和元年10月から開始しました。

インターネットは、使い方を間違えると、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることから、正しい知識を身に付けることが大切です。」

(荒西委員)

No. 18の市の考え方に「インターネット・モニタリング事業を実施しています」とあります。

2020年8月19日の懇話会でモニタリング結果が0件ということが議論になり、懇話会から「もう少しモニタリングの手法を検討する必要があるように思います。(略)モニタリングの検索手法の検討をお願いします」と要請されています。

それ以降、検討がされているのでしょうか。検討がまだであるなら、検討課題を含めて市の考え方を補強してはどうでしょう

(事務局回答)

インターネット・モニタリングの実施につきましては、上記No. 14, No. 15のとおり記載します。

なお、本指針は、各人権課題の解決に向けた方向性を示すものであるため、インターネット・モニタリングの検索手法までは記載しませんが、検索ワードを増やすなどの改善を図っており、今後更なる効果的な手法の検討を行ってまいります。

- (2) 第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（最終案）について
- (青山委員) 時間をかけて作成していただいた総合推進指針であり、感謝申し上げます。この指針しっかりと実現していくのが大事なことだと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
- (事務局回答) 本指針で示しています各人権課題の解決に向けた方向性に沿った具体的な個々の事業について、毎年進行管理を行うことにより課題解決を図り、より効果的な事業の実施につなげてまいります。
- (村岡委員) これから話し合っって前向きに。堅苦しいので、もっと若い人の意見も。人権、啓発、話が重く、暗い感じが現在もあると思います。もう少しやさしい話ありませんか。人と人の思いを大事にしたいと思います。
- (事務局回答) ご意見のとおり、人権は、人と人の思いを大切にすることが基本であり、学校教育でも、自分の人権を守り、他者の人権をも守ろうとする意識・意欲・態度を育てることを大切にしています。
- (松本委員) 映画の上映会など若い世代の方も参加しやすい人権事業を通して、幅広い世代の方のご意見をいただけるよう努めてまいります。
- 芦屋市のご担当の方々に特に労いの言葉もなく、委員として、当然のように率直に意見を述べさせていただいていますが、一つひとつの文言について熟考されていると存じます。
- 1-1について、そういう見方で文章を読むと、必要ポイントが入れ込まれている、書かれた方のお考えがわかる文章だと思います。
- 「こう直したら」というのをお示しできないので恐縮ですが、一文が長いことが、文章を読みにくくしているようで、少し残念です。「人権」を定義するのは難しいと感じます。
- (事務局回答) 指針を周知する際には、概要版を活用するなどわかりやすく説明に努めます。また、市民向けの啓発等の文書の作成の際は、長文にならないようわかりやすい記述に努めてまいります。
- (清水副会長) 13ページ、基本的な方向性「人権に関する様々な意見や考え方について、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保に取り組みます。」職員の考え方が政治的中立性を守られていないと感じます。市民に向けた発言が、元知事が言っていたから出来ないなど、特定の政党についての根拠づけがあり、またそれを押し通そうとした経緯があり、いまだにこの問題が解決されていません。
- 「すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。」
- 方向性ということは、その体制を整えることから始まります。豊かな人権感覚が身につけているか、研修計画を立て第4次で示していくべきです。
- (事務局回答) 職員は、人権に関する様々な意見や考え方に対して、常に中立的な立場をとることができるよう研修等を通じて意識を高めてまいります。
- 職員研修のあり方については、原案55ページ【第4次指針の方向性】の1番目及び2番目に記載しています。この方向性に沿った具体的な研修内容については、毎年度作成する進行管理調書に記載し、公表してまいります。
- (荒西委員) 情報化などに伴う人権侵害の「現状と課題」の部分に、「芦屋市ではモニタリング事業を実施している」旨を加えてはどうでしょうか。
- 他の人権課題でも「現状と課題」には芦屋市として新たな施策（障がい者差別禁止条例やパートナーシップ宣誓制度等）を掲載しています。モニ

タリング事業も掲載することがバランス的に妥当だと思いますし、市民への周知につながると考えます。

部落差別の項目でモニタリング事業を掲載するよう求める意見が多いのは、インターネット上での人権侵害が氾濫していることを受けてのことだと思います。

指針の部落差別の項目にモニタリング事業もしくは、情報化などに伴う人権侵害の方向性と同様の表現を記載すべきではないでしょうか。

(事務局回答) ご意見を踏まえ、原案38ページ【現状と課題】の18行目の「は後を絶ちません。」以降を以下のとおり変更します。

「本市では、インターネット上への差別的な書き込み等を抑止するため悪質な書き込みをモニタリング（監視）するインターネット・モニタリング事業を令和元年10月から開始しました。

インターネットは、使い方を間違えると、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることから、正しい知識を身に付けることが大切です。」

インターネット・モニタリング事業の対象は、同和問題（部落差別）に限らないため、33ページ【第4次指針の方向性】は、原案のとおりとさせていただきます。

(松本委員) 3-8について、前にも言って済んでいる議論かもしれませんが……。

LGBTについて、性的マイノリティの「総称である」と言い切られると、下に「LGBTのほかにも様々なセクシュアリティがあります」とあっても、やはり「他にもあるのに？」と違和感を感じてしまいます。

「性的マイノリティの総称として用いられている」くらいなら良いのではとやはり思います。

(事務局回答) 1行目の「総称であるLGBT」は、「総称として用いられているLGBT」に変更します。

ご指摘につきましては、令和2年度第2回懇話会でご意見をいただき変更する旨の回答をしておりましたが、変更が漏れておりました。お詫び申し上げます。

(田中委員) 今、現在、コロナ禍であり、いつ収束するかわからない現状、又、新たにこのようなウイルスが発生する可能性もある事から42ページの「第4次指針の方向性」のところに、学校教育に任せるだけでなく、

「社会教育関係機関や地域における自治会等とも連携して、あらゆる機会や場所を利用して、感染者や医療関係者に偏見を持たないための人権教育の徹底を図る。」を追記していただけたらと思います。

(事務局回答) 関係機関や団体との連携につきましては、13ページの第2章人権教育・人権啓発のための基本的な方向性（3）市民や関係機関等との連携強化の1番目に記載しております。また、第4章それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性の中の49ページの4-3地域【第4次指針の方向性】の1番目にも記載していることから原案のとおりとさせていただきます。